

浜松文芸館

施設使用料（単位：円）

利用時間		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで
部屋名	利用区分	1時間につき	1時間につき	
講座室	文芸団体	270	390	190
	その他	550	790	390
備考				

1. 文芸団体とは、文芸活動を行うことを目的とする団体で市長が認めるものをいう。
2. 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで使用する場合を除き正時までとする。
3. 利用者が入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
4. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の3に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。（2）において同じ。）に相当する額
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時まで間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
5. 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

施設利用料金（単位：円）

種別	利用区分	金額	摘要
電気コンセント	1日1回につき	1001口（1kw以内）	
備考			

1. 文芸団体が利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の5割に相当する額です。